

番 号：170091

国 名：ニカラグア

担当部署：ニカラグア事務所

案件名：地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ2詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格 付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年5月上旬から2017年6月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.77M/M、合計 1.27M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地業務期間 整理期間
5日 23日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：4月12日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年4月25日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

- ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ニカラグア／全途上国
語学の種類	スペイン語及び英語 (2 : 1)

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

2012年、ニカラグアの現オルテガ政権(サンディニスタ民族解放戦線：FSLN)は、整備されてきた地方自治の制度基盤を活用し、住民の参加とエンパワーメントのさらなる促進を通じて、貧困層に裨益する地方行政及び経済成長を目指し、地方自治体法(法律40号)を改正した。改正地方自治体法により、「地方自治体開発計画制度(SPMDH: Sistema de Planificación Municipal para el Desarrollo Humano)の推進」、「住民の行政への直接参加」が規定された。

これら地方自治体政策の推進を担う政府機関が、地方自治振興庁(INIFOM: Instituto Nicaragüense de Fomento Municipal)であり、INIFOMは、地方自治体¹がコミュニティ/市住民開発審議会を通じて形成する各種直営事業の実施に係る技術支援や促進、モニタリングの役割を担っている。また、各地方自治体においては、中長期的な視点をもった戦略的な開発計画に基づく年間事業計画の策定とその実施が求められている。しかし、INIFOMには実務経験を有した人材が少なく地方自治体支援能力は脆弱であり、また、地方自治体の年間事業計画策定・実施・モニタリング・評価等に対する経験は十分になく、それを可能にする既存のマニュアル類も限られており、円滑な事業実施に課題を有している。

¹ 地方自治体：ニカラグアの行政単位は中央政府と地方自治体(市)の2層。地理的区分としての県は存在するが行政機能は有しておらず県の介在はない。よって、これ以降言及する「地方自治体」は「市」と同義。

かかる状況において、ニカラグア政府は、INIFOM の能力強化と、同国の実情に適した中期的な視点をもった市中期開発計画（PMDH：Plan Municipal para el Desarrollo Humano）策定の必要性を認識し、わが国に技術協力プロジェクトを要請、2015年1月から2017年1月まで、「地方自治行政能力強化プロジェクト」（以下、「FOMUDEL」という）が実施された。

FOMUDEL では、C/P の INIFOM と共に 9 市のパイロット市²と協力して、PMDH 策定における持続可能な仕組みを確立させるため、1) PMDH 策定手法・ガイドの作成と、2) PMDH 策定のための研修プログラム及び研修教材が作成され、パイロット市において試行・検証作業を繰り返し、INIFOM 長官指導のもと全国市長会議にて同手法の全国展開を見据えた今後の展開が示唆された。他方、INIFOM 中央レベルでの PMDH 策定普及システムの構築や、地方自治体が実施する事業への支援能力においては依然として課題があり、また各地方自治体においては、PMDH 策定～年間事業計画・実施～モニタリング・評価～フィードバックにかかる一連のサイクルは確立されておらず、INIFOM 及び地方自治体のさらなる体制構築と能力強化が喫緊の課題となっている。

上記状況に鑑み、ニカラグア政府は、各地方自治体の総合的な PMDH 策定とその実施における管理枠組みの構築と、それを普及（全国展開）するための INIFOM の体制・組織能力強化を目的に、わが国に対して「地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ 2」を要請した。これを受け同プロジェクトの実施内容の策定及び事前評価に必要な情報・資料を収集・分析することを目的として本詳細計画策定調査を実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理・分析するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

なお、FOMUDEL 終了後、INIFOM の自助努力により、パイロット市を対象とした PMDH 策定技術評価会の開催を 5 月に予定している。本業務従事者は、同評価会に出席し、「地方自治行政能力強化プロジェクトフェーズ 2」（以下、「本プロジェクト」という）の協力計画策定に反映する。具体的な業務内容は以下のとおり。

² 9 市パイロット市：1 年目は 3 市を対象とし、市中期開発計画（PMDH）策定手法・ガイドの作成を INIFOM とともに進め、現在各 3 市で PMDH を策定済み。また、同計画に基づく、市年間事業計画への反映も実現している。プロジェクト 2 年目は新たな 6 市を対象とし、1 年目のパイロット 3 市とともに INIFOM が作成した PMDH 策定手法・ガイドを試行するため、同手法・ガイドを基に各 6 市で PMDH を策定中。

(1) 国内準備期間 (2017年5月上旬)

- ① 要請背景・内容を把握する(要請書、関連報告書等の資料・情報を収集・分析し、ニカラグアの開発計画における本プロジェクトの位置づけや、協力対象分野における政策・制度の現状、開発動向を把握する)。
- ② 上記を踏まえ、評価分析に係る調査計画・方針(案)を検討する。
- ③ PDM (Project Design Matrix) (案) (和文・英文・西文) およびPO (Plan of Operation) (案) (和文・英文・西文) の担当分野関連部分を作成する。
- ④ ニカラグア国内関連機関 (AMUNIC³、関係自治体等)、他ドナー等に対する質問票(案) (西文又は英文) を作成し、ニカラグア側関係機関に事前に送付する。
- ⑤ 調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。
- ⑥ 国内リソース (C/P研修先等) を確認する。

(2) 現地派遣期間 (2017年5月中旬～6月上旬)

- ① JICA ニカラグア事務所等との打合せに参加する。
- ② 本調査の評価方法について、ニカラグア側関係機関に説明する。
- ③ 事前に配布した質問票を回収・分析し、ニカラグア側関係機関や他ドナーとの協議及び現地調査を通じて、担当分野にかかる情報・資料を整理する。
具体的には以下の通り。
 - ア) ニカラグア政府の政策および本プロジェクトの位置づけ
 - イ) ニカラグア側の実施体制 (INIFOM本庁・地域事務所の組織・人員・予算、全国の他セクター出先機関を含む他機関との関係等)
 - ウ) 他ドナー・機関の支援状況
- ④ FOMUDELパイロット市を対象としたPMDH策定技術評価会に出席し、その結果を本プロジェクトへの協力計画策定に反映する。
- ⑤ 調査団及びニカラグア側と協議の上、PDM (案) (和文・英文・西文)、PO (案) (和文・英文・西文) を修正、Versionゼロとして最終化する。
- ⑥ ニカラグア側との協議で合意された内容に基づき、M/M (Minutes of Meetings) 案およびR/D (Record of Discussion) 案(ともに英文・西文) の作成に協力する。
- ⑦ ⑤で最終化したPDMおよびPO Versionゼロに基づき、事業事前評価表(案) (和文) の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果をJICA ニカラグア事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間 (2017年6月上旬～6月中旬)

- ① 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案) (和文) および事業事前評価表(案) (和文) を作成し、全体のとりにまとめに協力する。

³ AMUNIC: Asociación de Municipios de Nicaragua (ニカラグア市連合会)

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 担当分野における詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- (2) 事業事前評価表（案）（和文）

上記（1）及び（2）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ヒューストン・マナグア⇒日本を標準とします。
- (2) 直接人件費月額単価
直接人件費月額単価については、2017年度単価を上限とします。
https://www.jica.go.jp/announce/information/20170220_02.html

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日数

本業務従事者の現地派遣期間は2017年5月11日～6月2日を予定していますが、変更の可能性もあります。JICAの調査団員は本業務従事者より数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時に現地調査を終える予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 地方行政（JICA）
- ウ) 市開発計画（JICA）
- エ) 協力企画（JICA）
- オ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICAニカラグア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）
- エ) 通訳備上
必要に応じて、日本語もしくは英語⇄スペイン語通訳を備上
- オ) 現地日程のアレンジ
JICAニカラグア事務所が必要に応じアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供
INIFOMにおける執務スペース提供

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム（TEL:03-5226-6932）にて配布します。
 - ・ 要請書
 - ・ FOMUDELプロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）およびFOMUDEL 活動実施計画（PO）
 - ・ FOMUDELプロジェクト業務完了報告書
- ② 本業務に関する以下の資料がJICAのウェブサイトで公開されています。
 - ・ プロジェクト基本情報

<http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/1751c21d3ce7d90a49256bf300087d04/878e5379f747ac6049257d5f0079ddf0?OpenDocument>

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます
- ② 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ③ 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAニカラグア事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安

状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。
また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。